

保護者 様

京都府立向陽高等学校
校長 遠山 秀史

新型コロナウイルス感染症に係る対応等について

平素は本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る京都府のまん延防止等重点措置が令和4年3月21日（月）をもって解除されることとなりましたが、新型コロナウイルス感染症は収束しているわけではありません。今後も気を緩めることなく、京都府が府民へ要請している感染を防ぐ3つの意識（「自分が感染しない」「ほかの人に感染させない」「感染をひろげない」）を常に持って、適切な感染防止対策に全力で取り組んでいく必要があります。

つきましては、本校においても、3月22日（火）以降の教育活動について、京都府教育委員会からの通知等を踏まえて、下記のとおり対応することとします。

また、御家庭におかれましても、感染拡大防止に向けて、一層の御理解と御協力をお願いします。なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は、別途お知らせします。

記

1 学校の教育活動の制限について

- (1) 感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動（長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等、近距離で一斉に大きな声で話す活動、生徒同士が近距離で活動する実験や観察、室内で生徒が近距離で行う合唱・リコーダー・鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏、生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動、生徒同士が近距離で活動する調理実習、生徒が密集する運動、近距離で組み合ったり接触したりする運動）は、可能な限り感染対策を行った上で、生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るなどして実施することとします。
- (2) 学校外の者が参加して行われる校内での活動や、校内外での他校生との交流については、参加人数や参加者の範囲を限定・把握し、感染症対策を十分に講じた上で実施を可とします。
- (3) 校外での教育活動については、訪問地域の感染状況や移動時も含めた活動内容等から、感染リスクが低いと判断できる場合に実施を可とします。
- (4) 宿泊を伴う教育活動については、訪問地域の感染状況や活動内容等から、感染リスクが低いと判断できる場合に実施を可とします。

2 部活動の制限、留意事項について

活動に当たっては、京都府教育委員会からの「府立学校の部活動における感染防止対策について」による「各競技等の活動や行動等」に留意するとともに、競技団体等が示すガイドライン等を踏まえながら、リスクの低い活動から徐々に実施することとします。

- (1) 参加者の範囲を限定・把握し、密集を回避した上で、管理できる人数で実施します。
- (2) 自校以外で活動する場合には、訪問地域の感染状況や利用施設の感染症対策を考慮するとともに、移動時における感染リスクができるだけ小さくなるようにします。
- (3) 練習試合や合同練習等、複数校で交流する活動に参加する場合は、事前に交流先や主催者等との連携を図り、会場・更衣室等の換気状況や食事時の対応などを十分に確認したうえで実施

することとします。

- (4) 活動時間については、京都府部活動指針のとおりとします。
- (5) 他府県交流については、交流先と事前に連絡を密にとり、感染防止対策を考慮することとします。
- (6) 宿泊は、訪問地域の感染状況や利用施設の感染症対策を考慮することとします。
- (7) 大会参加については、開催地域の感染状況、各自治体の対応方針等及び主催者による感染予防対策を確認の上、判断するとともに、主催者が指示する感染防止対策等の順守を徹底します。
- (8) 負荷のかかる運動時以外は、マスクを着用して活動します。特に、近距離で会話をする場合には、マスクの着用を徹底します。また、更衣室等で密になりやすい場所は、マスクの着用はもちろん、分散利用や速やかな行動、会話を控え、飲食はしないなど感染拡大防止に係る行動を徹底します。
- (9) 各部内で、日々の健康観察を記録し、活動前の体調確認を行うことを徹底します。
- (10) 登下校時もマスクを着用するとともに、部活動終了後は、速やかに下校、帰宅することとします。

3 感染防止対策の徹底について

- (1) 春季休業中に学習会や部活動で登校する際は、基本的な感染症対策を徹底するとともに、感染拡大防止の意識を持って行動すること。(マスクの着用や3密の回避、手洗いの励行の徹底)
- (2) 健康観察に努め、軽い症状であっても、風邪症状など少しでも体調に異変を感じる場合は、登校を控えて様子を見ること。また、同居の家族に、同様の症状等がある場合も登校しないこと。
- (3) 登下校を含め、必ずマスクを正しく着用し、教室の入室時や、活動の前・後には手指消毒を行うこと。
- (4) 教室での授業等、屋内での活動時には換気を十分に行うこと。
- (5) 食事は、自席で会話をせずにとり、食後は速やかにマスクを着用すること。自分が食事を終えていてマスクを着けていても、食事中の人には話しかけないこと。
- (6) 休日や休業日においても、不要不急の外出や、友人等との会食、公共交通機関内での会話を避けるなど、感染防止対策の意識を強く持って行動すること。
- (7) 学年集会等を実施する場合は、身体的距離を1 m以上確保するとともに、こまめな換気を実施し、入退場時の密集を回避します。

4 オンラインを活用した学習支援について

濃厚接触等による自宅待機生徒に対しては、オンラインでの授業配信を行っていますので、活用してください。機器の不具合により、Teams がつながらない場合は、自学自習をして、少し時間をおいてから再度アクセスしてみてください。

5 人権上の配慮について

- (1) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であり、身体的な理由や様々な理由によって、ワクチンを接種することができない人や接種を好まない人がいることを踏まえ、新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持に当たる方及びその家族等に対してだけでなく、新型コロナワクチン接種の有無により、偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないこと。
- (2) 不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をとること。